

喪失 離職票		◆雇用保険被保険者の資格喪失手続き依頼書 (喪失手続きのみ・離職票も作成)			
		届出日： 令和 年 月 日			
事業所の名称				担当者：	
事業所所在地		真庭市		Tel. — —	
被 保 険 者	フリガナ			性 別	生 年 月 日
	氏 名			1. 男 2. 女	S. H. 年 月 日
	住 所	〒 — — 市・郡			
	電話番号	— —			
	賃 金	支払形態	1. 月給 2. 週給 3. 日給 4. 時給 5. その他 ()		
	雇用形態	1. 日雇 2. パート 3. 季節 4. その他			
	職 種	1. 管理的職業 2. 専門的・技術的職業 3. 事務的職業 4. 販売の職業 5. サービスの職業 6. 保安の職業 7. 農林漁業の職業 8. 生産工程の職業 9. 輸送・機械運転の職業 10. 建設・採掘の職業 11. 運搬・清掃・包装等の職業			
	1 週間の所定労働時間		時間 分		
	資格喪失(退職)の年月日		令和 年 月 日		
添 付 書 類	労働者名簿	1. 有り 2. 無し			
	出 勤 簿	1. 有り 2. 無し			
	賃金台帳	1. 有り 2. 無し (賃金締切日 日 ・支給日 日)			
	退 職 願	1. 有り 2. 無し			
	そ の 他	退職願、解雇予告書、雇用期間についての契約書、就業規則(定年の項)			
離 職 理 由	イ. 解雇(予告あり・予告なし) ロ. 倒産による退職 ハ. 契約期間満了 ニ. 事業主の勧奨退職 ホ. 定年 (歳) ヘ. 定年 (歳) 後の再雇用等の満了 ト. その他 ()				
	具体的な事情—				
備 考	マイナンバー：				

支部受付処理欄	本部処理欄		支部処理欄	離職票受領印
年 月 日			年 月 日	年 月 日
⑩			⑩	⑩

雇用保険被保険者の資格がなくなった場合

なにを： 雇用保険被保険者資格喪失届
いつ： 被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に
どこに： 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長
その他知って： 被保険者でなくなったことの原因が離職である場合には、原則と
おくべき事 してこの届に雇用保険被保険者離職証明書を添えること

雇用保険被保険者喪失届を提出するに当たっての留意事項

- 被保険者でなくなったことの原因が離職であるときは、その者が離職票の交付を希望しない場合(離職の日において59歳以上である者を除く)を除いては、この「雇用保険被保険者資格喪失届」に「雇用保険被保険者離職証明書」を添えて提出しなければならない
- 被保険者が離職の際に離職票の交付を希望しない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」のみの提出でよい
- ただし、この場合でも離職の日において59歳以上の者は離職票を添えなければならない
- 被保険者でなくなった者が、離職の際に離職票の交付を希望せず後になって離職票の交付を請求した場合は、事業主はその者に「雇用保険被保険者離職証明書」を交付しなければならない

添付するもの

《雇用保険被保険者資格喪失届のみの場合》

- 貸金台帳、労働者名簿、他の社会保険の資格喪失関係書類、出勤簿等、その他労働者が被保険者でなくなったことの実事及びその年月日が明らかになる書類

《雇用保険被保険者離職証明書を作成する場合》

- 雇用保険一般被保険者の場合(1週間の所定労働時間が20時間以上)

1.過去1年間の出勤簿、貸金台帳

退職日前2年間に、貸金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある人が失業給付を受ける事ができる

ただし、特定受給資格者に該当する場合には、離職日以前1年間に通算して被保険者期間が6ヶ月以上で受給資格が生じます。

また、一定の理由(妊娠、出産、育児、疾病、負傷)により引き続き30日以上職業に就く等のことができなかつた場合、その期間の証明等がある場合は算定対象期間を延長できる。

2.退職願の写し(離職者より提出がある場合)

3.離職理由が解雇等の場合は、解雇予告書等の写し

4.離職理由が契約期間の満了に伴う離職の場合は、最後に取り交した雇用契約書の写し

5.退職理由に該当する就業規則の条項の写し